

呉市教育委員会議題
(令和3年1月19日定例会)

呉市教育委員会

令和3年1月19日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第2号 呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について
- 4 報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 5 報告第3号 令和3年度教育費予算復活要求について

【非公開】

教議第2号

呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則

呉市立呉高等学校学則（昭和34年呉市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入学手続及び入学許可) 第13条 略 2 略 3 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、宣誓書、 <u>保護者及び保証人</u> （保護者以外の成年の者で、原則として広島県の区域内に住所を有し、かつ、独立の生計を営むものに限る。）が連署する誓約書並びに住民票記載事項証明書等を校長に提出しなければならない。 (保護者又は保証人の異動等) 第14条 保護者又は前条第3項の保証人に死亡、資格の喪失等による異動があつたときは、直ちにその後継者を定めて、誓約書を校長に提出しなければならない。	(入学手続及び入学許可) 第13条 略 2 略 3 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、宣誓書 <u>及び保護者が署名する誓約書並びに住民票記載事項証明書等</u> を校長に提出しなければならない。 (保護者の異動等) 第14条 保護者に死亡、資格の喪失等による異動があつたときは、直ちにその後継者を定めて、誓約書を校長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

呉市立呉高等学校の授業料の納付等に係る保証人を廃止することについて、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立吳高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市立吳高等学校（以下「市立吳高校」といいます。）における授業料の納付等に係る保証人の廃止について、広島県立高等学校（以下「県立高校」といいます。）における廃止と同様の取扱いとするため、所要の規定を整備するものです。

2 改正の内容

県立高校への入学時及び保護者の異動等があった場合に提出する誓約書において、授業料の納付等に係る保証人については、保護者等の手続の負担軽減を図る等の観点から、令和3年度以後に県立高校に入学する生徒を対象に廃止されることとなり、その要件を規定するための広島県教育委員会規則の一部改正が行われました。これを踏まえ、市立吳高校においても県立高校と同様に保証人を廃止します。

3 施行期日

公布の日

報告第2号

新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

1 概要

(1) 昭和中学校

生徒2名 12月25日（金）に陽性確認
臨時休業 12月26日（土）から1月4日（月）まで
ただし、患者の在籍する学級は、1月6日（水）、1月7日（木）までそれぞれ休業を継続
※12月24日（木）から1月6日（水）まで冬季休業期間
学校施設消毒 1月4日（月）に実施

(2) 原小学校

教職員1名 12月25日（金）に陽性確認
臨時休業 12月26日（土）から1月4日（月）まで
ただし、1月5日（火）まで学校を閉鎖
※12月24日（木）から1月6日（水）まで冬季休業期間
学校施設消毒 1月6日（水）に実施

(3) 呉市立中学校

生徒1名 12月31日（木）に陽性確認
・当該生徒に関わる感染可能期間は、検体を採取した12月31日（木）から2日遡る12月29日（火）以降となる。
・当該生徒が感染可能期間に登校していないため、学校又は学級単位でのPCR検査は実施しない。また、臨時休業及び消毒は実施しない。
・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上の必要がないため、行わない。
※12月24日（木）から1月6日（水）まで冬季休業期間

(4) 広中央中学校

生徒1名 1月7日（木）に陽性確認
生徒1名 1月8日（金）に陽性確認
臨時休業 1月8日（金）から1月10日（日）まで
学校施設消毒 1月8日（金）、1月10日（日）に実施

(5) 昭和西小学校

児童2名 1月11日（月）に陽性確認
臨時休業 1月12日（火）
ただし、患者の在籍する学級は、1月22日（金）まで
休業を継続
学校施設消毒 1月12日（火）に実施

(6) 昭和中央小学校

児童1名 1月16日（土）に陽性確認
臨時休業 1月17日（日）から1月18日（月）まで
ただし、患者の在籍する学級は、1月28日（木）まで
休業を継続
学校施設消毒 1月18日（月）に実施

2 学校の対応

- ・ 国の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止策の継続の徹底
- ・ 訹謗・中傷・差別をしないよう児童生徒に指導、保護者への呼び掛け
- ・ 心のケアの対応（個人面談、アンケート等）
- ・ 学習の支援
- ・ 広島県・広島市「新型コロナ感染拡大防止集中対策」を踏まえ、登校時の検温結果の確認及び健康状態の把握を校舎に入る前に実施